契約仕様書

1. 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 22 条（一括下請負の禁止）を厳守すること。

2. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）を遵守すること。

3. 工期中は、事故の無いよう充分に留意し、万一事故等が発生した場合は、速やかに発注者に報告し、受注者が責任で全てにおいて処理解決すること。

4. 工事内容が変更され、工事費の増減が生じることがある。その場合、糸田町で決定した単価を採用するのであらかじめ留意すること。

5. 本工事は、週休 2 日を確保して施工する工事とする。

6. 本工事は、複数年度契約であるため、前払金については、糸田町工事前払金取扱要綱に基づき、各会計年度の年割額に対応する出来高予定額を対象として支払うものとする。

 また、部分払については、各会計年度の支払限度額の範囲内において、工事の出来高に応じ、支払うものとする。

 ただし、令和 8 年度については、契約締結時期及び当該年度末までの工事進捗を勘案し、前払金等は行わないものとする。

 なお、令和 9 年度以降の前払金及び部分払については、各会計年度の出来高予定額及び支払限度額に基づき、所定の要件を満たす場合に請求することができるものとする。

支払年度	出来高予定額	支払限度額
令和８年度	1%	0%
令和９年度	84%	67.2%
令和 10 年度	15%	32.8%